# 改正案

# 茅ヶ崎海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、**茅ヶ崎海岸**侵食対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、**茅ヶ崎海岸(柳島地区~菱沼海岸地区)**において、防護、利用及び環 境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。 (協議事項)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。
- (1)侵食状況の把握について
- (2)侵食対策について
- (3)その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

- 第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。
- 第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長は、日本大学近藤健雄名誉教授とする。
- 3 副会長は、一般財団法人土木研究センター宇多高明なぎさ総合研究所長とする。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- 2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を 出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会 に諮って定める。

附 則

- この規約は、平成18年4月2日から施行する。
- この規約は、平成18年9月24日から施行する。
- この規約は、平成20年1月26日から施行する。 附 則
- この規約は、平成21年1月25日から施行する。 附則
- この規約は、平成22年1月31日から施行する。
- この規約は、平成23年2月5日から施行する。 附則
- この規約は、平成24年6月17日から施行する。 附則
- この規約は、平成25年3月23日から施行する。 附則
- この規約は、平成26年3月29日から施行する。 附則 この規約は、平成27年3月21日から施行する。
- 附則 この規約は、平成28年3月20日から施行する。 附則
- この規約は、平成28年9月11日から施行する。 附則
- この規約は、平成29年3月26日から施行する。

附則

- この規約は、平成30年3月17日から施行する。
- この規約は、平成31年3月23日から施行する。 附則
- この規約は、令和2年3月27日から施行する。 附則
- この規約は、令和3年3月30日から施行する。 附則
- この規約は、令和4年3月31日から施行する。
- この規約は、令和5年3月18日から施行する。

(順不同・敬称略)

職名	所属団体名	氏名
会長	日本大学名誉教授	近藤 健雄
副会長	一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所	宇多 高明
委員	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	廣崎 芳次
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	五十嵐 昌輝
委員	海岸地区自治会連合会	林 正明
委員	公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所	安武 芳洋
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 惠一郎
委員	中海岸自治会	神藤 順教
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎市サーフィン業組合	鈴木 正
委員	茅ヶ崎商工会議所	宮坂 義明
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎	伏見 康博
委員	湘南レスキュー隊	安田 博子
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	米山 茂明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	木村 英雄
委員	菱沼海岸緑自治会	岡崎 進
委員	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	松浦 治美
委員	茅ヶ崎市経済部	吉川 勝則
委員	神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場	蓑宮 敦
委員	神奈川県県土整備局 <u>河港課</u>	田村 貴久
委員	神奈川県藤沢土木事務所	峯村 徹哉

(趣旨)

第1条 この要領は、<u>著ヶ崎海岸</u>侵食対策協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴 に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

- 第3条 一般席の定員は、20人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。
- 2 協議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を 傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をして はならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

- 第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の 職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月18日から施行する。

## 茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (目的)

第2条 協議会は、茅ヶ崎海岸中海岸地区(茅ヶ崎漁港~ヘッドランド)において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。

### (協議事項)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。
- (4) 侵食状況の把握について
- (5) 侵食対策について
- (6) その他、協議会が必要と認めた事項について

#### (組織)

- 第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。
- 第6条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長は、日本大学近藤健雄名誉教授とする。
- 3 副会長は、一般財団法人土木研究センター宇多高明なぎさ総合研究所長とする。

#### (会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。
- 2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

#### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

#### (会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

### (その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会 に諮って定める。

# 附 則

- この規約は、平成 18 年 4 月 2 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 18 年 9 月 24 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成20年1月26日から施行する。 附 則
- この規約は、平成21年1月25日から施行する。 附 則
- この規約は、平成22年1月31日から施行する。 附 則
- この規約は、平成23年2月5日から施行する。 附 則
- この規約は、平成24年6月17日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 25 年 3 月 23 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 26 年 3 月 29 日から施行する。 附 則
- この規約は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。 附 則 この規約は、平成 28 年 3 月 20 日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成28年9月11日から施行する。 附 則
- この規約は、平成29年3月26日から施行する。

## 附則

- この規約は、平成30年3月17日から施行する。 附 則
- この規約は、平成31年3月23日から施行する。 附 則
- この規約は、令和2年3月27日から施行する。 附 則
- この規約は、令和3年3月30日から施行する。 附 則
- この規約は、令和4年3月31日から施行する。

# (順不同・敬称略)

職名	所属団体名	氏名
会長	日本大学名誉教授	近藤 健雄
副会長	一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所	宇多 高明
委員	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会	廣崎 芳次
委員	茅ヶ崎海水浴場事業協同組合	五十嵐 昌輝
委員	海岸地区自治会連合会	林 正明
委員	公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所	三井 篤
委員	サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ	小川 惠一郎
委員	中海岸自治会	神藤 順教
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	重田 孝一
委員	茅ヶ崎市サーフィン業組合	鈴木 正
委員	茅ヶ崎商工会議所	楡井 宏志
委員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎	伏見 康博
委員	湘南レスキュー隊	三橋 雅道
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	米山 茂明
委員	茅ヶ崎市漁業協同組合	木村 英雄
委員	菱沼海岸緑自治会	岡崎 進
委員	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	松浦 治美
委員	茅ヶ崎市経済部	吉川 勝則
委員	神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場	蓑宮 敦
委員	神奈川県県土整備局 砂防海岸課	加藤 秀一
委員	神奈川県藤沢土木事務所	峯村 徹哉

# 茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会(以下「協議会」という。)の会議の 傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

- 第3条 一般席の定員は、20 人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。
- 2 協議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員 を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者 (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

- 第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要領は、平成18年4月2日から施行する。

改正案	現行			
<b>茅ヶ崎海岸</b> 侵食対策協議会 規約	<b>茅ヶ崎中海岸</b> 侵食対策協議会 規約			
(名称) 第1条 本会は、 <b>茅ヶ崎海岸</b> 侵食対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 協議会は、 <b>茅ヶ崎海岸(柳島地区~菱沼海岸地区)</b> において、防護、 利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資すること を目的とする。	(名称) 第1条 本会は、 <b>茅ヶ崎中海岸</b> 侵食対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。 (目的) 第2条 協議会は、 <b>茅ヶ崎海岸中海岸地区(茅ヶ崎漁港~ヘッドランド)</b> において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。			
附 <u>則</u> この規約は、令和5年3月18日から施行する。	附 則 この規約は、令和4年3月31日から施行する。			
別表( <u>茅ヶ崎海岸</u> 侵食対策協議会 名簿)	別表( <b>茅ヶ崎中海岸</b> 侵食対策協議会 名簿)			
委員 公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所 安武 芳洋	委員 公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所 <u>三井 篤</u>			
委員 茅ヶ崎商工会議所 <u>宮坂 義明</u>	委員 茅ヶ崎商工会議所 <u>楡井 宏志</u>			
委員 湘南レスキュー隊 <u>安田 博子</u>	委員 湘南レスキュー隊 <u>三橋 雅道</u>			
委員 神奈川県県土整備局 <u>河港課</u> 田村 貴久	委員 神奈川県県土整備局 砂防海岸課 加藤 秀一			

# 【傍聴要領】

【'房嘅妾'识】 			
改正案	現行		
<u>茅ヶ崎海岸</u> 侵食対策協議会傍聴要領	<u>茅ヶ崎中海岸</u> 侵食対策協議会傍聴要領		
/ / Arc. I \	(-bre, I)		
((趣旨)	(趣旨)		
第1条 この要領は、 <u>茅ヶ崎海岸</u> 侵食対策協議会(以下「協議会」という。)の	第1条 この要領は、 <b>茅ヶ崎中海岸</b> 侵食対策協議会(以下「協議会」という。)		
会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。	の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。		
第2条	第2条		
<u>附 則</u>	附則		
この規約は、令和5年3月18日から施行する。	この規約は、平成18年4月2日から施行する。		